

山梨県公報

号外第五十九号

平成十八年

十月十日

火曜日

目次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年十月十日

山梨県監査委員	勝	良	三
同	早	川	秋
同	白	井	成
同	渡	辺	夫
同		亘	人

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
中北地域県民センター(旧峡中地域振興局企画振興部、旧峡北地域振興局企画振興部)	平成18年6月19日
中北林務環境事務所(旧峡中地域振興局林務環境部、旧峡北地域振興局林務環境部)	
中北農務事務所(旧峡中地域振興局農務部、旧峡北地域振興局農務部)	
中北保健福祉事務所峡北支所(旧峡北地域振興局健康福祉部、旧峡中地域振興局健康福祉部小笠原保健所)	
中北建設事務所峡北支所(旧峡北地域振興局建設部)	
中北保健福祉事務所(旧峡中地域振興局健康福祉部)	平成18年6月21日
衛生監視指導センター	
中北建設事務所(旧峡中地域振興局建設部)	
峡東地域県民センター(旧峡東地域振興局企画振興部、" 東八代総務課)	平成18年6月22日
峡東林務環境事務所(旧峡東地域振興局林務環境部)	
峡東建設事務所(旧峡東地域振興局石和建設部、" 塩山建設部)	
峡東保健福祉事務所(旧峡東地域振興局健康福祉部、" 日下部保健所)	平成18年6月23日
峡東農務事務所(旧峡東地域振興局農務部、" 東山梨農業改良普及センター)	
富士・東部地域県民センター(旧富士北麓・東部地域振興局企画振興部、" 北都留総務課)	平成18年7月10日
富士・東部林務環境事務所(旧富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部、" 吉田林務環境部)	

富士・東部農務事務所 (旧富士北麓・東部地域振興局農務部、" 北都留農業改良普及センター)	
峡南林務環境事務所 (旧峡南地域振興局林務環境部)	平成 18 年 7 月 13 日
峡南農務事務所 (旧峡南地域振興局農務部、" 南巨摩農業改良普及センター)	
峡南建設事務所 (旧峡南地域振興局市川建設部、" 身延建設部)	
峡南地域県民センター (旧峡南地域振興局企画振興部、" 西八代総務課)	平成 18 年 7 月 14 日
峡南保健福祉事務所 (旧峡南地域振興局健康福祉部、" 身延保健所)	
富士・東部保健福祉事務所 (旧富士北麓・東部地域振興局健康福祉部、" 吉田保健所)	平成 18 年 7 月 20 日
富士・東部建設事務所吉田支所 (旧富士北麓・東部地域振興局都留建設部 (都留市・旧秋山村を除く。))	
発電総合制御所	
富士・東部建設事務所 (旧富士北麓・東部地域振興局大月建設部、" 都留建設部 (都留市・旧秋山村))	平成 18 年 7 月 21 日
北病院	
笛吹川水系発電管理事務所	平成 18 年 7 月 24 日
石和温泉管理事務所	
企業局	平成 18 年 7 月 28 日
総務課	
経営企画課	
電気課	
医務課 (病院事業会計)	
早川水系発電管理事務所	平成 18 年 8 月 21 日

2 監査対象期間

平成 17 年度

3 監査の方法
 監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分
 監査結果は次のとおり区分した。
 (1) 指摘事項
 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 (2) 文書指導事項
 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 (3) 口頭注意事項
 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果
 財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
 監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									
指導 (件)	28	13	4	7	14	7	19	1	93
注意 (件)	1	3	1			3	10		18
合 計	29	16	5	7	14	10	29	1	111

6 監査結果の概要
 指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。
 (1) 収入に関する事項
 ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの

<p>② 使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの</p> <p>(2) 支出に関する事項</p> <p>① 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの</p> <p>② 支出負担行為何いの事務処理に不備があり改善を要するもの</p> <p>③ 補助金の事務処理に不備があり改善を要するもの</p> <p>④ 所得税の源泉徴収の事務処理に不備があり改善を要するもの</p> <p>(3) 給与に関する事項</p> <p>① 通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの</p> <p>② 住居手当の認定に誤りがあり改善を要するもの</p> <p>③ 扶養手当の認定に誤りがあり改善を要するもの</p> <p>(4) 物品管理に関する事項</p> <p>① 消耗（原材料）品出納（受払）簿の未作成など物品管理で改善を要するもの</p> <p>② 郵便切手の管理に不備があり改善を要するもの</p> <p>(5) 財産管理に関する事項</p> <p>① 未登記の用地があり改善を要するもの</p> <p>(6) 契約に関する事項</p> <p>① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの</p> <p>② 予定価格の積算に不備があり改善を要するもの</p> <p>③ 随意契約の契約方法に不適切な処理があり改善を要するもの</p> <p>(7) 工事にに関する事項</p> <p>① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの</p> <p>② 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの</p> <p>③ 設計業務委託の照査状況の把握に不備があり改善を要するもの</p>	
--	--

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番